

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則（平成 20 年四日市市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（法に規定する営業許可及び営業届出の対象外となる食品等事業者の届出）</p> <p>第 11 条 法第 55 条に規定する許可及び法第 57 条に規定する届出の対象となる営業（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）以外の食品等事業のうち、以下に該当する事業を営もうとする者は、業務開始届出書（第 7 号様式）を保健所長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 器具又は容器包装（令第 1 条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）又は法第 68 条第 1 項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣及び内閣総理大臣の指定するおもちゃの製造をする事業</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>	<p>（法に規定する営業許可及び営業届出の対象外となる食品等事業者の届出）</p> <p>第 11 条 法第 55 条に規定する許可及び法第 57 条に規定する届出の対象となる営業（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）以外の食品等事業のうち、以下に該当する事業を営もうとする者は、業務開始届出書（第 7 号様式）を保健所長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 器具又は容器包装（令第 1 条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）又は法第 68 条第 1 項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃの製造をする事業</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)